

第 17 回 鈴鹿市景観審議会 議事要約書

- 1 日時：令和 5 年 11 月 10 日（金）13 時 30 分から 14 時 30 分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館 6 階 庁議室
- 3 出席者：
（景観審議会委員）
（会場出席）
藤枝律子（副会長）、内山安司、小林由紀子、鈴木秀、田中淳一、福島礼子、森日出子
（オンライン出席）
岡本肇（会長）、坂口博文、富本真理子
（鈴鹿市）
都市整備部長 今村隆之
都市整備部次長 伊藤実
都市計画課長 齋藤鎮伸
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、岩井佑樹
- 4 議題：報告事項 鈴鹿市景観計画の改定について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍 聴 者：0 名
- 7 議事録署名人：鈴木委員、坂口委員
- 8 配布資料：第 17 回鈴鹿市景観審議会 事項書
鈴鹿市景観計画（案）
鈴鹿市景観計画の改定概要（A 3 資料）
景観審議会、景観審議会専門部会からの意見（A 3 資料）
- 9 審議会の内容（要約）

事務局（課長）

それでは、只今から第 17 回鈴鹿市景観審議会を開催します。本日の審議会は、鈴鹿市景観審議会運営要領に基づき会長及び一部委員がオンラインで参加しています。それでは、初めに副市長から挨拶を申し上げます。

副市長

本日は、第 17 回鈴鹿市景観審議会に出席いただきありがとうございます。
また、日頃は、本市の景観行政を始め、市政各般にわたり、格別の御理解、御

協力をいただき、深く感謝申し上げます。当審議会は、本市の景観計画に関する事項について、審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話をいただきますが、よろしくお願いします。

本日の議題は報告事項が1件で、「鈴鹿市景観計画の改定について」です。鈴鹿市景観計画（以下「景観計画」といいます。）では「“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり」を理念に掲げ、良好な景観の保全・創出に向けた基本的な方針を定め、良好な景観を阻害する建築物の建築などの行為を制限するとともに、市民による主体的な景観づくりを支援することとしています。

この計画の計画期間が令和5年度末をもって終了することから計画改定に向けて第15回鈴鹿市景観審議会にて鈴鹿市景観審議会専門部会（以下「専門部会」といいます。）の設置を認めていただき、専門部会と協議を進めてきました。

本日は、第16回鈴鹿市景観審議会では報告した後の改定作業の進捗について説明します。以上が本日の議題です。皆様から貴重な意見を頂戴したいと考えています。審議の程、よろしくお願いします。

事務局（課長）

申し訳ありませんが、副市長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

（副市長退席後）

それではお手元に配布しました資料の確認をお願いします。

- ・第17回鈴鹿市景観審議会 事項書
- ・A3説明資料2枚
- ・鈴鹿市景観計画（案）
- ・名簿（会場のみ）
- ・パワーポイント資料（会場のみ）

の6点ですが、過不足等はないでしょうか。

なお、パワーポイント資料は、この会議室の映写の不鮮明な箇所を補足する資料として配布しています。したがってパソコン画面で画像を御覧いただけるオンライン参加の委員にはお送りしていませんので、理解ください。資料の不備等があったら事務局まで申し付けください。

議事に入る前に何点かお断りします。まず議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし、公開します。

また、本日は会長がオンラインでの参加となっていることから、質疑応答の際に発言いただく場合は、会長への呼びかけを行い、会長から指名を受けた後、発

言をしてください。さらに会場に出席の委員は、席に設置してあるマイクの4番「要求」ボタンを押してから会長への呼びかけをお願いします。その後発言が終了したら5番「終了」のボタンを押してください。それでは、鈴鹿市景観審議会規則第3条第1項の規定に基づき、岡本会長に議長をお願いします。岡本会長、議事進行をよろしくお願いします。

議長（会長）

本日は、審議会委員12名中10名の委員に出席をいただき過半数に達しているので、鈴鹿市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会は成立していることを報告します。

また、本日の傍聴人はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順に指名すると、本日の議事録署名人は、坂口委員と鈴木委員になります。坂口委員と鈴木委員、よろしくお願いします。

それでは、手元の事項書に基づき進めます。報告事項「鈴鹿市景観計画の改定について」説明をお願いします。

事務局

それでは、報告事項「鈴鹿市景観計画の改定について」説明します。

まず、前回の審議会の内容を振り返ります。平成22年に市内の景観に関する総合的な計画である景観計画が策定され、平成28年の一部改定を経て、今年度計画期間満了を迎えます。そのため、景観計画の改定について専門的に議論する組織である専門部会と議論を行いながら、現在改定作業を進めています。令和5年1月23日に開催された前回の鈴鹿市景観審議会（以下「審議会」といいます。）では、景観計画の改定の進捗状況について報告しました。具体的な会議の内容ですが、景観計画の策定背景を説明すると共に、第1回専門部会の内容である景観行政の抱える課題及び景観計画の改定方針、第2回専門部会の内容である6つの改定の柱についての報告を行いました。

景観行政の抱える課題として3つの項目を示しました。

まず1つ目は市街化調整区域での緑地の確保についてです。十分な緑地が存在する市街化調整区域において、景観計画の遵守事項のために行う緑地確保の必要性に疑義がある、ということを説明しました。

続いて2つ目は、建築物の色彩の変更についてです。鈴鹿市ではアクセント色と呼ばれる彩度の高い色は、壁面の10%までしか使用できないという制限を掛けています。また、建築物の色彩の変更を行う際は、壁面の1/2までは届出不要

としています。そのため、現行の制度では、建築当初に使用可能なアクセント色とあわせて、最大で壁面の 60%までは届出をすることなくアクセント色を用いた色彩の変更を行うことができてしまい、十分な色彩のコントロールは出来ているとは言えない状況である、ということを説明しました。

3つ目は太陽光発電施設設置に伴う森林伐採についてです。森林伐採は自然的景観に大きな影響を及ぼす一方で、鈴鹿市では、「木竹の伐採」という行為を届出対象行為としていないため、森林伐採のみを行う太陽光発電施設の設置に対して、景観施策として指導を行うことが出来ない状況である、ということを説明しました。

これらの景観上の課題を解決するため、景観計画の改定方針を定め、改定の方方向性を決定しました。改定方針は4つあります。

1つ目：前回の景観計画の改定から生じた景観を取り巻く環境の変化や社会動向に対応すべく、上位計画や関連計画と整合を図りながら時点修正を行います。

2つ目：建築物の新築を行う際の適切な緑地のあり方について検討します。特に十分な緑地が存在する市街化調整区域での行為の遵守事項について、重点的に検討します。

3つ目：色彩の変更について、届出対象規模や届出対象行為について見直しを行い、周辺景観に大きな影響を及ぼす行為に対する行政の対応等について検討します。

4つ目：樹木の伐採について、届出対象行為やその規模を検討します。

この4つの方針に基づき、具体的にどの様に改定を行っていくかの検討を行いました。

第2回専門部会では改定作業を進めるに当たり必要となる改定の検討方針について議論しました。景観上の課題や第1回専門部会での意見等を踏まえ、6つの項目（①全体を通しての改定②太陽光発電施設③市街化調整区域の緑地④建築物の色彩の変更⑤歴史的まちなみの保全⑥新しい観点での景観）を改定の柱として、それぞれの事項に対して検討方針を定め、それに基づき改定作業を進めてきました。

なお、それぞれの項目に対する検討内容は、A3カラーの配布資料鈴鹿市景観計画の改定概要に記載しています。

続いて、前回の審議会に出た意見と対応の説明を行います。

「太陽光発電施設については、色々な懸案事項があると思うので、まずは鈴鹿市として、太陽光発電施設の扱いをどの様に考えるかが重要である」という意見がありました。これに対して、「市役所内の関係課で構成される庁内検討委員会において、景観として太陽光発電施設をどの様に考えていくかを議論し

ていきます」と回答しました。その後、庁内検討委員会を2回開催し、議論を行ってきました。太陽光発電施設の設置位置の制限に関して意見をまとめるには至りませんでした。景観計画に太陽光発電施設への対応を盛り込むと共に、太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドラインを新設することで庁内調整を行いました。

続いて、「新しい景観の創造とあるが、具体的にどのような考えを持っているのか」という質問がありました。これに対して、「現時点では、具体的な内容は決まっていません。今後、情報収集を行い、検討を進めたいと思います」と回答しました。

続いて、「茶園や棚田なども、人々が自然と共生してきた文化によるものであることから、それらについても、文化的な景観として捉えてもいいのではないか」という意見がありました。これに対して、「鈴鹿市は、茶園や植木産業などが盛んで、それらの織り成す景観は自然的景観として保全に努めています。意見を踏まえ文化的景観という視点も考えていきます。」と回答しました。

続いて、「白砂青松の海辺の景観を気に入っている人の声をよく聞くことがあり、海辺の景観も大切な景観であると思う。こちらの景観も大事にしてほしい。」という意見がありました。これに対して、「海辺の景観も重要なものと捉えています。景観計画には海岸部の景観形成方針も定めており、引き続き海辺景観の保全に努めていきます」と回答しました。

続いて、「その土地の歴史も景観における重要な要素だと思う。その土地に根づく歴史を読み解き、理解を深めることで、その土地に合ったより良い景観を築くことが出来るようになるのではないか」という意見がありました。これに対して、「土地の歴史を理解することは、地域特性に沿った景観の形成のために必要不可欠だと思っています。歴史的・文化的景観を含め、地域特性に沿った景観を次の世代に伝えていくためにどのようなことが出来るかを考えていきます。」と回答しました。

これらの意見を参考にしながら改定作業を進め、審議会後は専門部会と庁内検討委員会をそれぞれ2回ずつ開催し、景観計画の改定の内容や、太陽光発電施設への対応などについて議論してきました。今回、景観計画の改定原案がまとまったので、その内容を報告します。

それでは、景観計画の主な変更点について説明します。

まず、上位計画・関連計画についての内容で、6つの改定の柱のうち、①全体を通しての検討内容に該当します。改定原案 P11, 12 をご覧ください。鈴鹿市の最上位計画である総合計画がパブリックコメントを実施するような段階になったことから、その内容を景観計画に反映するものになります。続いて P15

をご覧ください。こちらは、今回から関連計画として取り扱う「鈴鹿市空家等対策計画」に関する内容を追加するものです。良好な景観の維持・形成のためにも、適切な空き家の管理が求められる中、鈴鹿市空家等対策計画と整合を図りながら、住みよいまちづくりを推進します。

続いて、届出対象行為についての内容です。こちらは②太陽光発電施設に関する内容になります。P39をご覧ください。森林を伐採して設置する太陽光発電施設は自然的景観に大きな影響を与えることから、届出対象行為に「木竹の伐採」を追加し、木を切るという行為に対して行政指導を行えるようにしました。これに関連する事項として、P68をご覧ください。こちらは木竹の伐採を行う際の協議事項です。この協議内容に適合するように、指導を行っていきます。P70 もこちらと同様の内容となっています。

続いて、太陽光発電施設を設置する際の景観への配慮に関する内容についてです。こちら②太陽光発電施設に関する内容です。P41をご覧ください。太陽光発電施設の設置に際して、景観形成基準への適合を義務付ける規定を追加しました。続いて P71, 72 をご覧ください。こちらは、太陽光発電施設を設置する際の景観形成基準になります。届出対象行為に付随して、太陽光発電施設が設置される際は、この景観形成基準への適合が必要になります。

続いて、建築物の新築時に設置する緑地についてです。こちらは、③市街化調整区域の緑化に関する内容です。P42をご覧ください。景観行政の抱える問題として、十分な緑地が存在する市街化調整区域において、景観計画の遵守事項のために行う緑地確保の必要性に疑義がある、ということを説明しました。この問題点を是正するため、市長の裁量において、遵守事項を外すことが出来るに変更しました。

なお、適切に事務処理を行っていくために遵守事項の取扱いに関する要領を作成し、統一した判断で制度運用をしていきます。

続いて、建築物の色彩の変更についてです。こちらは、④建築物の色彩の変更に該当し、この項目も景観行政の抱える課題に対する対応になります。P39をご覧ください。現状の制度では、色彩の変更の際は壁面の 1/2 以上の塗り替えを行う際に届出を求めていましたが、今回、ただし書きの内容を追加し、アクセント色を用いる色彩の変更を行う場合は、面積や規模を問わず届出対象にします。これにより、変更を行った後でも、アクセント色の基準（壁面の 10% 以内）を担保できるようになります。

続いて、新しい景観の創造についての内容になります。こちらは、⑥新しい観点での景観に関する内容です。P73 と P75 をご覧ください。Instagram など時代に応じた情報の収取・発信に関する記述を追加すると共に、自然的景観や歴史的・文化的景観との調和を図りながら、景観づくりの目標にも定められた

「訪れてみたいまちを創造する景観づくり」の実践のため、景観というチャンネルを通して、人が集い、賑わう仕掛けを作っていきます。

以上が今回の改定の主な変更点です。今説明してきたほかにも、赤字箇所のとおり、時代の潮流に沿った改定を行っています。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。11月13日開催の鈴鹿市議会全員協議会に対して、本日説明した景観計画の改定原案を報告します。その後11月24日から12月25日の期間でパブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映させます。その後、1月下旬に専門部会に計画の最終案を提示した上で、2月中旬に開催予定の審議会に対して、景観計画の改定について諮問を行い、答申をいただきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

福嶋委員

太陽光発電施設に対する問題が挙げられる中、先進自治体の事例研究を行うとのことだったが、今回定めた基準はそれに比べてどうか。また、市内の既存の太陽光発電施設は、今回定めた基準に適合しているのか。

事務局

基準については、先進自治体の採用する基準を参考にしながら設定したため、先進自治体とほぼ同程度の基準となっています。ただし、高さに関しては、先進自治体の事例を踏まえて基準を3mとして専門部会に提案したところ、市内の施設の設置状況と差があるのではないかと、との意見がありました。その後、施設の設置状況を調査し、鈴鹿市の実情に沿った基準として2mに変更するなど、先進自治体を参考にしつつ、鈴鹿市に合うように適宜内容を変えて作成しています。

2点目の市内既存施設の基準への適合状況についてですが、先ほど述べたように、市内の既存施設の調査結果を基に基準を定めています。市内のほとんどの施設が高さは2m以内で、角度は先進自治体が採用する30°以内に収まっており、鈴鹿市でもこの基準を採用したことから、ほとんどの施設が基準に適合しています。

小林委員

建築物の新築時に設置する緑地について、緑地が多い地域では「市長が認め

た場合はこの限りではない」という新たな基準を設けたとのことだが、どのような場合にこの基準を適用するかは指標が必要だと思うがどの様に考えているか。

事務局

緑地の遵守事項を市長の裁量で外すことが出来るようにすることについて、今回は資料を添付していませんが、統一した事務処理を行っていただけるよう、鈴鹿市景観計画の遵守事項の適用除外の取扱いに関する要領を設け、その中で①市街化区域以外の土地での行為②農地転用を伴う行為③現状、農地として適切に使用されている土地での行為、という3つの条件を満たした場合に遵守事項を外すことが出来るようにしようと考えています。

富本委員

新しい景観づくりということでは、Instagramの活用はとても良い取り組みだと思う。その中で、新しい景観づくりを行っていくことについては、具体的にどのように考えているか。

事務局

今回の改定に際して、Instagramを活用し、「#自分だけの1コマ」として市内の景観の写真を募集しました。初めての試みでどれほど写真が集まってくるかわからなかったもので、制限を設けずに自分が良いと思う鈴鹿市の景観の写真を集めてきたところ、1万点以上の投稿がありました。ただ条件指定をしなかったことから、花などの近景での写真が多く、行政の考える景観としての写真は多くはありませんでした。たくさんの市民の方が写真を撮りに来るようなスポットがあれば、それを新しい景観として指定していきたいと考えていましたが、今回の取組みにおいてそこまでは至りませんでした。ただ、Instagramを用いて1万点以上の写真を集めることが出来ることが分かったので、今後は条件を考えながら写真の募集を行い、多くの市民の方が写真を撮りに来るようなスポットがあれば、それが市民の考える良い景観だと捉えて、新しい景観として取り扱っていこうと考えています。

藤枝委員

私もこの新しい景観というのは気になっていて、行政が「こういうのもありますよ」という例を提示するとそれに寄っていつてしまう気がするし、逆に条件をなくすと広がりすぎてしまう気がする。例えば四日市であればコンビナートの夜景があるが、新しい景観に関して参考にするような事例はあるか。

事務局

事務局の中でも新しい景観にどのようなものがあるかは話し合ってきましたが、鈴鹿市において新しい景観として提示できるような事例はありませんでした。サーキットなどの写真が集まってくるかなと思っていましたが、そのような写真は少なく、行政として新しい景観のビジョンを示すまでには至っていません。応募があった写真等を分析しつつ、委員の意見にもあったとおり、あまり条件を縛りすぎても行政主導の景観づくりとなってしまうので、条件の設定については柔軟に検討していきながら、写真の募集を継続していきたいと考えています。

福島委員

景観特性として写真がたくさん載っているが、これは推奨される景観の写真に掲載しているのか。例えば白子駅前には空き店舗が多く閑散としているが、それは避けているか。

事務局

景観計画に掲載している写真は、推奨すべき良好な景観を例示したものとなっています。

なお、計画の内容はこれからパブリックコメントで市民からの意見を求めていきますが、写真についてはInstagramなどで集まったものなどに差替えを行い、景観計画が華やかになるような工夫を施していく予定です。

福島委員

P35に石取祭りの写真を掲載しているが、明治時代以前から継承され、伊勢や四日市にも影響を与えたとされる獅子舞もあるので、そちらにも目を向けてみたらどうか。

事務局

参考とさせていただきます。

議長（会長）

意見等出尽くしたようですので、本日の意見を踏まえて事務局に作業を進めてもらうこととします。以上で本日の議題はすべて終了したので進行を事務局へお返しします。

事務局（課長）

これをもって、本日の審議会を終わります。

なお、本日配布したパワーポイント資料は公表前の説明資料ですので外部への配布等を行わないようお願いします。本日はありがとうございました。

上記のとおり、第17回鈴鹿市景観審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 鈴木 秀【原本は自署】

署名人 坂口 博文【原本は自署】